

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

（国道二百九十八号）

戸田市美女木六丁目地先から美女木三丁目地先

（国道十七号・新大宮バイパス）

戸田市美女木五丁目地先から美女木七丁目地先

（国道二百九十八号）

八潮市八条地先

四 作業期間

平成二十九年五月十二日から平成三十年二月二十八日まで